



基発第0829005号

平成15年8月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

構造改革特別区域におけるボイラー等の連続運転に係る認定制度の
特例措置について

ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」の別紙「ボイラー等の連続運転認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づき運用しているところであるが、今般、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）附則第3条の規定に基づき、構造改革特別区域におけるボイラー等の連続運転に係る認定制度の特例措置（別紙1及び別紙2）の取扱いを下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑な運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 ボイラー等における開放検査周期の延長事業について（別紙1関係）

地方公共団体が、別紙1についての構造改革特別区域法第4条第2項第4号の特定事業（以下「特定事業」という。）に係る構造改革特別区域計画について、内閣総理大臣の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、厚生労働大臣がその内容について現行の規定によって担保される安全性と同等の安全性を認めて同意し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 認定要領の規定中「4年連続運転」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第1項の構造改革特別区域計画に記載された具体的な開放検査の周期」と読み替えるものとする。
- (2) 別紙1の特定事業について、ボイラー等の4年連続運転の実績を有する事業場からなされる所轄労働基準監督署長への認定申請手続は、認定要領のⅡの第2によること。

この場合、検査周期の延長が認められるボイラー等については、認定要領のⅠの第2「4年連続運転に係る要件」及び上記の内閣総理大臣の認定を受けたときの要件を満足するものであること。

(3) (2)の要件を満たさなくなった場合には、別紙1の特定事業の認定を取り消すことができること。

2 ボイラー等の連続運転の共同実施事業について（別紙2関係）

地方公共団体が、別紙2についての特定事業に係る構造改革特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、厚生労働大臣がその内容について現行の規定によって担保される安全性と同等の安全性を認めて同意し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以降は、次のとおり取り扱うこと。

(1) 認定要領の規定中「認定申請者」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の構造改革特別区域計画に記載された認定申請者又は認定申請する者がコンビナートを構成する他の事業場と共同して申請する者」と、「認定を受けた者」とあるのは「別紙2の特定事業について所轄労働基準監督署長の認定を受けた者又はコンビナートを構成する他の事業場と共同で認定された者」と読み替えるものとする。

なお、この場合、認定申請する者がコンビナートを構成する他の事業場と共同して申請するときには、認定要領のⅡの第1の1の(1)又は第2の1の(1)の規定にかかわらず、連名により一括して申請を行うこと。

(2) 別紙2の特定事業について、(1)の者より所轄労働基準監督署長への認定申請により、連続運転が認められる場合は、認定要領のⅠの要件のうち、特定事業に定める事項については、内閣総理大臣が認定した要件を、またそれ以外の事項については認定要領のⅠの該当部分を満足するものであること。

(3) (2)の要件を満たさなくなった場合には、別紙2の特定事業の認定を取り消すことができること。

番号	911-1
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の性能検査については、原則として開放検査を行わなければならない。開放検査はその周期が定められている。
特例措置の内容	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、連続運転の実績のある事業場が更に延長することについて、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体からその安全性を実証する(1)から(3)のデータ等の提供を受け、当該内容について厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、(1)から(3)のボイラー等に係る今回の検査周期の延長措置が現行の連続運転に係る規定で担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該特区内に設置されるボイラー等の性能検査の開放検査の最長の周期については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した開放検査の周期とする。 (1)当該ボイラー等の仕様(構造、材料等) (2)開放検査の周期の延長が可能であると判断できる当該ボイラー等の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献 (3)具体的な開放検査の周期
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保安全管理(以下「安全管理等」という。)に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)及び(2)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 (1)一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 (2)(1)の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)及び(2)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし